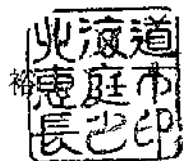


恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第2号

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる	第2条 この条例において、次の各号に掲げる

現行	改正案
用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。	(2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。
(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。	(3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
2 (略)	2 (略)
第 3 条～第 6 条 (略)	第 3 条～第 6 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市税条例の一部改正)

第 2 条 恵庭市税条例（昭和 5 1 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 27 条 (略)	第 1 条～第 27 条 (略)
(市民税の中告)	(市民税の申告)
第 28 条 (略)	第 28 条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることが	10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 13 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 10 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることが

現行	改正案
できる。 第 29 条～第 70 条 (略) (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 71 条 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 71 条の 2～第 95 条 (略) (種別割の減免) 第 96 条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務	できる。 第 29 条～第 70 条 (略) (施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出) 第 71 条 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 71 条の 2～第 95 条 (略) (種別割の減免) 第 96 条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務

現行	改正案
所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)	所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)
3 (略)	3 (略)
第97条～第138条の2 (略)	第97条～第138条の2 (略)
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第138条の3 (略)	第138条の3 (略)
2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)
第139条～第146条 (略)	第139条～第146条 (略)

現行	改正案
(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 147 条 鉱泉浴場を經營しようとするものは、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 第 148 条・第 149 条 (略)	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第 147 条 鉱泉浴場を經營しようとするものは、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)・(3) (略) 第 148 条・第 149 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 3 条 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 19 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 (略) (所掌事務) 第 1 条の 2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)～(4) (略) (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条第 1 項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに關す	第 1 条 (略) (所掌事務) 第 1 条の 2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)～(4) (略) (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条第 1 項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに關す

現行	改正案
る事項について調査審議すること。 (6) (略) 第2条～第6条 (略)	る事項について調査審議すること。 (6) (略) 第2条～第6条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日（令和7年4月1日）から施行する。